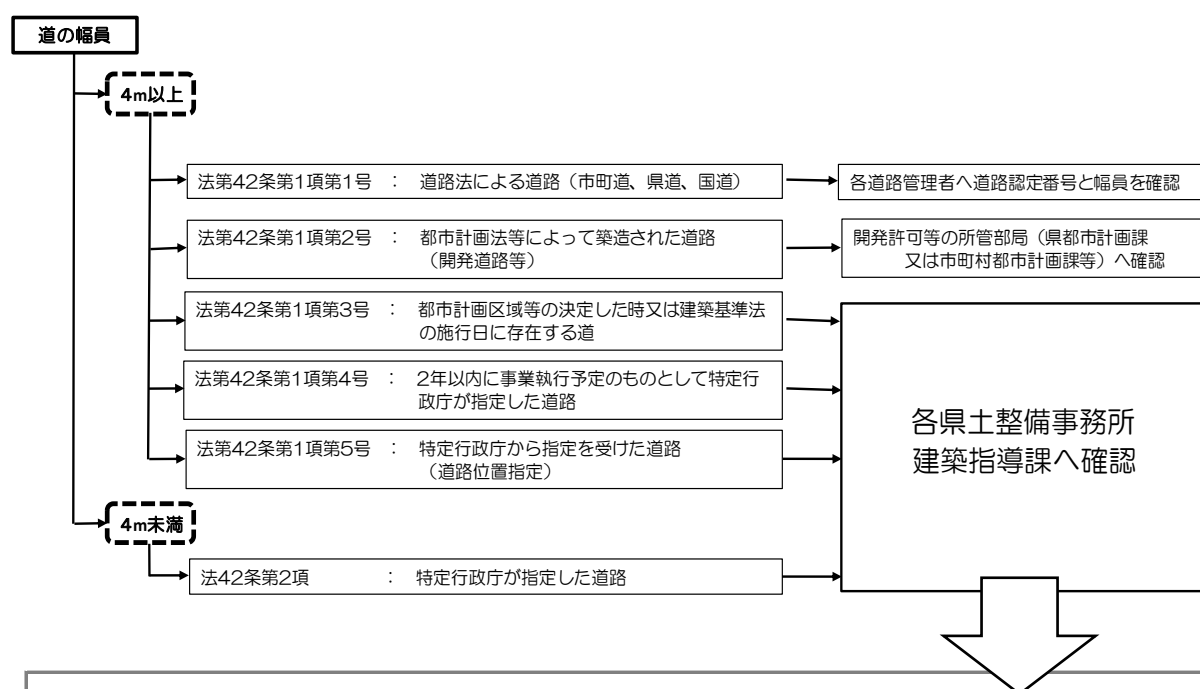


# 建築基準法上の道路について

- ◆建築基準法では、都市計画区域内及び準都市計画区域内の建築物の敷地は原則として「建築基準法上の道路」に2m以上接していなければなりません。
- ◆「建築基準法上の道路」は建築基準法第42条に定義されており、道路種別によって取り扱いが異なりますので、建築物を建築・購入等される方は、この道路種別を調査することが重要です。
- ◆「建築基準法上の道路」に該当するかは、下図を参考にお調べ下さい。  
下図以外でご不明な場合は、各県土整備事務所へお問合せください。



## 「各県土整備事務所建築指導課へ確認」の場合・・・

- ◆建築指導課内に備えている閲覧用の地図にて、ご確認ください。  
→各県土整備事務所のお問合せは、別紙「道路確認依頼書等に関するお問合せ先」をご確認ください。
- ◆過去に相談事跡がない場合は、別紙「建築基準法第42条道路の確認依頼書」をご提出ください。県土整備事務所が確認し、道路種別を回答します。
- ◆道路の種別等に関するお問合せは、トラブルの原因となるため、原則、窓口にてお願いします。

皆様のご理解とご協力をお願いします。